

## 飲酒運転根絶のためのルール

令和元年(2019年)  
長野県池田工業高等学校

飲酒運転根絶のため、「職場における飲酒を伴う懇親会」(以下「懇親会」という。\*1)について、次のとおり取り決める。

### 第一 基本姿勢

- ア 懇親会には、節度ある飲酒・時間・態度で臨む。
- イ 過剰なお酌、飲酒を強く勧めることは行わない。
- ウ 飲酒運転、酒気帯び運転は絶対にしない
- エ 教職員同士が、お互いのことを思い、飲酒運転等を起こさぬよう配慮する。

### 第二 懇親会に係る取り決め

- ア 幹事・管理職等は自家用車で会場に来ている者について確認し、その者について飲酒の有無、帰宅方法について確認する。
- イ 懇親会には自家用車で参加しないことを原則とするが、やむを得ず自家用車で参加の場合は、飲酒しないか、飲酒の場合は絶対に車を運転しない。代行で帰る場合は、同席者が確認する。
- ウ 幹事・管理職等は、会の終了時にも、帰宅方法の確認と飲酒運転をしないことなどの注意を喚起する。

### 第三 翌日について

- ア 懇親会に限らず、翌日の朝、二日酔い等アルコールが残っているおそれがある場合は、車の運転はしない。
- イ 翌日勤務がある日の懇親会はできるだけ予定しない。やむを得ず予定した場合は、翌日にアルコールが残らないように、早めに切り上げるなど参加者全員で配慮する。

\*1 「職場における懇親会」:学校全体(歓迎会・送別会等を含む)、教科会、学年会 等